

平 成 24 年

奈良市議会12月定例会
提 出 議 案

奈 良 市

目 次

奈良市報告第 6 3 号	市長専決処分の報告について.....	1
〃 第 6 4 号	市長専決処分の報告について.....	5
〃 第 6 5 号	市長専決処分の報告について.....	7
〃 第 6 6 号	市長専決処分の報告について.....	9
〃 第 6 7 号	市長専決処分の報告について.....	11
〃 第 6 8 号	市長専決処分の報告について.....	13
〃 第 6 9 号	市長専決処分の報告について.....	15
〃 第 7 0 号	市長専決処分の報告について.....	17
奈良市議案第 112 号	平成 24 年度奈良市一般会計補正予算（第 4 号）.....	19
〃 第 113 号	平成 24 年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算 （第 1 号）.....	27
〃 第 114 号	平成 24 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）.....	29
〃 第 115 号	平成 24 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 1 号）.....	31
〃 第 116 号	平成 24 年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算 （第 1 号）.....	33
〃 第 117 号	平成 24 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）.....	35
〃 第 118 号	平成 24 年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）.....	37
〃 第 119 号	平成 24 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）.....	159
〃 第 120 号	平成 24 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）.....	167
〃 第 121 号	町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関 する条例の制定について.....	188
〃 第 122 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について.....	193
〃 第 123 号	奈良市手数料条例の一部改正について.....	195
〃 第 124 号	奈良市暴力団排除条例の一部改正について.....	210

奈良市議案第125号	奈良市温泉施設条例の一部改正について	212
〃 第126号	奈良市月ヶ瀬梅林公園条例の制定について	215
〃 第127号	奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設 条例の一部改正について	217
〃 第128号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に について	221
〃 第129号	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について	224
〃 第130号	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改 正について	239
〃 第131号	奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定 める条例の一部改正について	241
〃 第132号	奈良市興行場法施行条例の制定について	249
〃 第133号	奈良市公衆浴場法施行条例の制定について	253
〃 第134号	奈良市クリーニング業法施行条例の制定について	258
〃 第135号	奈良市美容師法施行条例の制定について	260
〃 第136号	奈良市理容師法施行条例の制定について	263
〃 第137号	奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関す る条例の制定について	266
〃 第138号	奈良市食品衛生検査施設に関する基準を定める条例 の制定について	269
〃 第139号	奈良市の診療所における専属の薬剤師の設置基準を 定める条例の制定について	270
〃 第140号	奈良市風致地区条例の制定について	271
〃 第141号	奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例の制 定について	284
〃 第142号	奈良市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定 める条例の制定について	287
〃 第143号	奈良市営住宅条例の一部改正について	300
〃 第144号	奈良市改良住宅条例の一部改正について	308

奈良市議案第145号	奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正について	312
〃 第146号	奈良市営住宅等整備基準条例の制定について	317
〃 第147号	奈良市都市公園条例の一部改正について	321
〃 第148号	奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な 特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制 定について	325
〃 第149号	奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格 基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 の制定について	333
〃 第150号	財産の取得について	336
〃 第151号	工事請負契約の締結について	337
〃 第152号	町の区域の変更について	343
〃 第153号	町の区域の変更について	346
〃 第154号	公の施設の指定管理者の指定について	349
〃 第155号	公の施設の指定管理者の指定について	350
〃 第156号	公の施設の指定管理者の指定について	351
〃 第157号	公の施設の指定管理者の指定について	353
〃 第158号	公の施設の指定管理者の指定について	354
〃 第159号	公の施設の指定管理者の指定について	355
〃 第160号	公の施設の指定管理者の指定について	356
〃 第161号	公の施設の指定管理者の指定について	357
〃 第162号	公の施設の指定管理者の指定について	358
〃 第163号	公の施設の指定管理者の指定について	359
〃 第164号	公の施設の指定管理者の指定について	360
〃 第165号	公の施設の指定管理者の指定について	361
〃 第166号	公の施設の指定管理者の指定について	362
〃 第167号	公の施設の指定管理者の指定について	363
〃 第168号	公の施設の指定管理者の指定について	364
〃 第169号	公の施設の指定管理者の指定について	365
〃 第170号	公の施設の指定管理者の指定について	366

奈良市議案第171号	公の施設の指定管理者の指定について	367
〃 第172号	公の施設の指定管理者の指定について	368
〃 第173号	公の施設の指定管理者の指定について	369
〃 第174号	公の施設の指定管理者の指定について	370
〃 第175号	公の施設の指定管理者の指定について	371
〃 第176号	公の施設の指定管理者の指定について	372
〃 第177号	公の施設の指定管理者の指定について	373
〃 第178号	公の施設の指定管理者の指定について	374
〃 第179号	公の施設の指定管理者の指定について	375
〃 第180号	公の施設の指定管理者の指定について	377
〃 第181号	公の施設の指定管理者の指定について	378
〃 第182号	公の施設の指定管理者の指定について	379
〃 第183号	公の施設の指定管理者の指定について	380
〃 第184号	公の施設の指定管理者の指定について	381
〃 第185号	公の施設の指定管理者の指定について	382
〃 第186号	公の施設の指定管理者の指定について	383
〃 第187号	公の施設の指定管理者の指定について	384
〃 第188号	公の施設の指定管理者の指定について	385
〃 第189号	公の施設の指定管理者の指定について	386
〃 第190号	公の施設の指定管理者の指定について	387
〃 第191号	公の施設の指定管理者の指定について	388
〃 第192号	公の施設の指定管理者の指定について	389
〃 第193号	公の施設の指定管理者の指定について	390
〃 第194号	公の施設の指定管理者の指定について	391
〃 第195号	公の施設の指定管理者の指定について	392
〃 第196号	公の施設の指定管理者の指定について	393
〃 第197号	公の施設の指定管理者の指定について	394
〃 第198号	公の施設の指定管理者の指定について	395
〃 第199号	公の施設の指定管理者の指定について	396
〃 第200号	公の施設の指定管理者の指定について	398

奈良市議案第 201 号	公の施設の指定管理者の指定について	399
〃 第 202 号	公の施設の指定管理者の指定について	400
〃 第 203 号	公の施設の指定管理者の指定について	402
〃 第 204 号	公の施設の指定管理者の指定について	403
〃 第 205 号	公の施設の指定管理者の指定について	404
〃 第 206 号	公の施設の指定管理者の指定について	405
〃 第 207 号	公の施設の指定管理者の指定について	406
〃 第 208 号	公の施設の指定管理者の指定について	407
〃 第 209 号	公の施設の指定管理者の指定について	408
〃 第 210 号	公の施設の指定管理者の指定について	410
〃 第 211 号	公の施設の指定管理者の指定について	411
〃 第 212 号	公平委員会の委員の選任について	412
奈良市諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	414
〃 第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	416
〃 第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	418

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年10月26日

奈良市長 仲川元庸

記

1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ奈良市営住宅条例第38条第3項及び第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれらに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住所	氏名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
6	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
7	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
8	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
9	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
10.	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成24年10月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年9月2日午後2時30分頃、奈良市立若草中学校グラウンドで開催されていた野球大会で、生徒が打ったボールがフェンスを越えて、自宅に駐車していた相手方の軽自動車に当たり、損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 71,043円

奈良市報告第 6 5 号

市長専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成24年10月12日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月7日午後9時頃、奈良市右京一丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより走行していた相手方の軽自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 11,151円

市長専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成24年10月16日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年8月7日午前8時15分頃、奈良市三条本町地内において発生した、本市の公用車が相手方の自転車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 14,364円

奈良市報告第 6 7 号

市長専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成24年10月31日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年9月29日午前9時30分頃、奈良市押熊町地内において発生した、歩道上の切り株により走行していた相手方の自転車が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 6,538円

奈良市報告第68号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成24年11月6日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年8月8日午前9時10分頃、奈良市今辻子町地内において発生した、本市の公用車が相手方の駐車場のブロック塀を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 26,250円

奈良市報告第69号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成24年11月12日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年8月17日午前8時頃、奈良市富雄元町三丁目地内において発生した、本市の公用車が走行していた相手方の自転車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 62,342円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成24年11月12日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年9月12日午前10時30分頃、奈良市百楽園一丁目地内において、本市の公用車が相手方所有のマンションのごみ集積場の扉を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 30,975円

平成24年度奈良市一般会計 補正予算（第4号）

平成24年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,258,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,836,235千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 地 方 交 付 税		千円 15,577,089	千円 162,461	千円 15,739,550
	1. 地 方 交 付 税	15,577,089	162,461	15,739,550
13. 分 担 金 及 び 金 負 担 金		1,269,400	2,527	1,271,927
	1. 分 担 金	3,345	2,527	5,872
15. 国 庫 支 出 金		21,107,313	211,000	21,318,313
	1. 国 庫 負 担 金	17,823,225	187,600	18,010,825
	2. 国 庫 補 助 金	844,006	23,400	867,406
16. 県 支 出 金		5,961,430	91,830	6,053,260
	1. 県 負 担 金	4,069,469	83,250	4,152,719
	2. 県 補 助 金	1,819,234	8,380	1,827,614
	3. 県 委 託 金	47,201	200	47,401
17. 財 産 収 入		464,908	276,651	741,559
	2. 財 産 売 払 収 入	418,892	276,651	695,543
22. 市 債		34,805,400	514,200	35,319,600
	1. 市 債	34,805,400	514,200	35,319,600
歳 入 合 計		143,577,566	1,258,669	144,836,235

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		784,286 千円	△ 56,979 千円	727,307 千円
	1. 議 会 費	784,286	△ 56,979	727,307
2. 総 務 費		33,108,387	856,533	33,964,920
	1. 総 務 管 理 費	28,862,906	887,628	29,750,534
	3. 徴 税 費	1,282,804	△ 18,844	1,263,960
	4. 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	666,223	△ 9,725	656,498
	5. 選 挙 費	59,872	△ 654	59,218
	6. 統 計 調 査 費	33,794	△ 922	32,872
	7. 監 査 委 員 費	82,973	△ 950	82,023
3. 民 生 費		51,005,789	338,565	51,344,354
	1. 社 会 福 祉 費	20,045,681	309,515	20,355,196
	2. 児 童 福 祉 費	17,604,590	21,956	17,626,546
	3. 生 活 保 護 費	13,290,020	5,108	13,295,128
	4. 国 民 年 金 費	65,498	1,986	67,484
4. 衛 生 費		10,681,390	123,673	10,805,063
	1. 保 健 衛 生 費	1,826,785	6,162	1,832,947
	2. 保 健 所 費	1,745,071	87,192	1,832,263
	3. 清 掃 費	5,608,225	29,519	5,637,744
	4. 上 水 道 費	1,501,309	800	1,502,109
5. 労 働 費		127,532	△ 607	126,925
	1. 労 働 諸 費	127,532	△ 607	126,925
6. 農 林 水 産 業 費		498,564	606	499,170
	1. 農 林 費	498,564	606	499,170
7. 商 工 費		1,724,507	△ 9,569	1,714,938
	1. 商 工 費	1,724,507	△ 9,569	1,714,938

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 観光費		1,036,009 千円	△ 15,608 千円	1,020,401 千円
	1. 観光費	1,036,009	△ 15,608	1,020,401
9. 土木費		13,109,798	△ 70,309	13,039,489
	1. 土木管理費	174,696	2,291	176,987
	2. 道路橋梁費	2,971,103	△ 24,240	2,946,863
	3. 河川費	443,948	10,296	454,244
	4. 都市計画費	9,108,105	△ 50,042	9,058,063
10. 消防費	5. 住宅費	411,946	△ 8,614	403,332
		4,236,806	25,137	4,261,943
	1. 消防費	4,236,806	25,137	4,261,943
11. 教育費		9,806,808	36,027	9,842,835
	1. 教育総務費	2,656,227	45,242	2,701,469
	2. 小学校費	1,361,316	7,697	1,369,013
	4. 高等学校費	984,872	△ 33,426	951,446
	5. 幼稚園費	1,309,397	9,314	1,318,711
	7. 保健体育費	1,081,874	7,200	1,089,074
12. 災害復旧費		55,000	31,200	86,200
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	16,000	13,200	29,200
	2. 土木施設 災害復旧費	39,000	18,000	57,000
歳出合計		143,577,566	1,258,669	144,836,235

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
田原小学校スクールバス運行業務委託	平成24年度から 平成25年度まで	千円 6,000
中学校給食調理業務委託	平成24年度から 平成25年度まで	44,000
指定管理者による奈良市月ヶ瀬福祉センターの管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁福祉センターの管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東福祉センターほか3施設の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東里老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市鳥見老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市鶴舞老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市登美ヶ丘老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市横井老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏中老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏南老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市八条老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事項	期間	限度額
指定管理者による奈良市狭川老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市古市老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市大柳生老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市柳生老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市梅園老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市西之阪老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市畠中老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市石打老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市桃香野老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市尾山老人憩の家の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原老人軽作業場の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市並松老人軽作業場の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ならまちセンターの管理に要する経費	平成25年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による入江泰吉記念奈良市写真美術館の管理に要する経費	平成25年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市音声館の管理に要する経費	平成25年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら100年会館の管理に要する経費	平成25年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事項	期間	限度額
指定管理者によるなら100年会館駐車場の管理に要する経費	平成25年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杉岡華邨書道美術館の管理に要する経費	平成25年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市西部会館市民ホールの管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市北部会館市民文化ホールの管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁交流センターの管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁体育館の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁生涯スポーツセンター、コートほか3施設の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市営JR奈良駅第1駐車場ほか1施設の管理に要する経費	平成25年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市営西部会館駐車場の管理に要する経費	平成25年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市中筋自転車駐車場ほか4施設の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による旧柳生藩家老屋敷ほか2施設の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市転害門前観光駐車場の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市針テラス情報館ほか2施設の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に要する経費	平成25年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市勤労者総合福祉センターの管理に要する経費	平成25年度から平成26年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら工藝館の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市生涯学習センターほか23施設の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市黒髪山キャンプフィールドの管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による上深川歴史民俗資料館の管理に要する経費	平成25年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

2. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市針テラス情報館の管理に要する経費	平成23年度から平成25年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
幼稚園施設整備事業	千円 112,700	千円 133,500
災害復旧事業	42,000	51,900
退職手当	2,200,000	2,683,500
計	34,805,400	35,319,600

平成24年度奈良市下水道事業費
特別会計補正予算（第1号）

平成24年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16,759千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,519,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		千円 3,288,540	千円 △ 16,759	千円 3,271,781
	1. 一 般 会 計 金	3,288,540	△ 16,759	3,271,781
歳 入 合 計		10,536,600	△ 16,759	10,519,841

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 下水道事業費		千円 4,656,661	千円 △ 15,059	千円 4,641,602
	1. 下 水 道 費	3,358,016	△ 2,659	3,355,357
	2. 下 水 管 渠 費	1,209,845	△ 12,400	1,197,445
2. 農 業 集 落 排 水 事 業 費		374,439	△ 1,700	372,739
	2. 農業集落排水 施設整備費	269,160	△ 1,700	267,460
歳 出 合 計		10,536,600	△ 16,759	10,519,841

平成24年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

平成24年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,017,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 繰 入 金		千円 2,245,430	千円 △ 4,000	千円 2,241,430
	1. 一 般 会 計 金	2,147,500	△ 4,000	2,143,500
歳 入 合 計		36,021,744	△ 4,000	36,017,744

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 390,200	千円 △ 4,000	千円 386,200
	1. 総 務 管 理 費	308,379	△ 4,000	304,379
歳 出 合 計		36,021,744	△ 4,000	36,017,744

平成24年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,300千円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ1,499,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 繰 入 金		千円 973,200	千円 6,300	千円 979,500
	1. 一 般 会 計 金	973,200	6,300	979,500
歳 入 合 計		1,493,300	6,300	1,499,600

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 地区土地区画整理事業費 西大寺駅南		千円 330,100	千円 5,100	千円 335,200
	西大寺駅南 1. 地区土地区画整理事業費	330,100	5,100	335,200
2. 地区土地区画整理事業費 JR奈良駅南		347,600	1,200	348,800
	J R 奈良駅南 1. 地区土地区画整理事業費	347,600	1,200	348,800
歳 出 合 計		1,493,300	6,300	1,499,600

平成24年度奈良市駐車場事業
特別会計補正予算（第1号）

平成24年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 繰 入 金		千円 227,258	千円 1,000	千円 228,258
	1. 一 般 会 計 金	227,258	1,000	228,258
歳 入 合 計		327,300	1,000	328,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 駐車場事業費		千円 91,488	千円 1,000	千円 92,488
	1. 駐 車 場 費	91,488	1,000	92,488
歳 出 合 計		327,300	1,000	328,300

平成24年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第2号）

平成24年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,887,476千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		千円 3,596,191	千円 \triangle 6,800	千円 3,589,391
	1. 一 般 会 計 金	3,485,915	\triangle 6,800	3,479,115
歳 入 合 計		23,894,276	\triangle 6,800	23,887,476

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 597,384	千円 \triangle 6,800	千円 590,584
	1. 総 務 管 理 費	342,525	\triangle 6,800	335,725
歳 出 合 計		23,894,276	\triangle 6,800	23,887,476

平成24年度奈良市簡易水道事業 特別会計補正予算（第1号）

平成24年度奈良市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ525,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 繰 入 金		千円 366,742	千円 800	千円 367,542
	1. 一 般 会 計 金	366,742	800	367,542
歳 入 合 計		524,600	800	525,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 事 業 費		千円 235,559	千円 800	千円 236,359
	1. 簡 易 水 道 費	235,559	800	236,359
歳 出 合 計		524,600	800	525,400

1. 総括

1. 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第4号)

計

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	15,577,089	162,461	15,739,550
13 分担金及び負担金	1,269,400	2,527	1,271,927
15 国庫支出金	21,107,313	211,000	21,318,313
16 県支出金	5,961,430	91,830	6,053,260
17 財産収入	464,908	276,651	741,559
22 市債	34,805,400	514,200	35,319,600
歳入合計	143,577,566	1,258,669	144,836,235

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国県支出金	地方債	その他
1 議会費	784,286	△56,979	727,307			△56,979
2 総務費	33,108,387	856,533	33,964,920		483,500	373,033
3 民生費	51,005,789	338,565	51,344,354	253,250		85,315
4 衛生費	10,681,390	123,673	10,805,063	29,000		94,673
5 労働費	127,532	△607	126,925			△607
6 農林水産業費	498,564	606	499,170	1,950		△1,344
7 商工費	1,724,507	△9,569	1,714,938			△9,569
8 観光費	1,036,009	△15,608	1,020,401			△15,608
9 土木費	13,109,798	△70,309	13,039,489			△70,309
10 消防費	4,236,806	25,137	4,261,943			25,137
11 教育費	9,806,808	36,027	9,842,835	20,800		15,227
12 災害復旧費	55,000	31,200	86,200	18,630	9,900	2,527
歳出合計	143,577,566	1,258,669	144,836,235	302,830	514,200	2,527
						439,112
						162,461
						276,651
						財産収入

2. 島入
第11款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	15,577,089	162,461	15,739,550	1 地方交付税	162,461	普通交付税
計	15,577,089	162,461	15,739,550			

第11款 地方交付税

第13款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区	分	
2 災害復旧費分担金	2,245	2,527	4,772	1	農林業用施設 災害復旧事業 費分担金	2,527 農林業用施設災害復旧事業費分担金 農地災害復旧事業費分担金 187 2,340
計	3,345	2,527	5,872			

第13款 分担金及び負担金

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 領 索	計	節		説 明	明
				区 分	金 額		
1 民生費国庫負担金	17,789,451	170,000	17,959,451	1 障害者福祉費 負担金	166,500	障害者自立支援給付費負担金	
				4 児童措置費 負担金	3,500	助産施設措置費負担金	
2 衛生費国庫負担金	31,774	5,600	37,374	2 母子保健費 負担金	5,600	母子保健衛生費負担金	
3 災害復旧費国庫負 担金	2,000	12,000	14,000	1 土木施設災害 復旧事業費 負担金	12,000	土木施設災害復旧事業費負担金	
計	17,823,225		187,600		18,010,825		

第 15 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫補助金	115,674	23,400	139,074	2 母子保健費補助金	23,400	小児慢性特定疾患治療研究費補助金 不妊治療費助成事業費補助金
計	844,006	23,400	867,406			

第15款 国庫支出金

第 16 款 県支出金

第 1 項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県負担金	3,533,841	83,250	3,617,091	1 障害者福祉費 負担金	83,250	障害者自立支援給付費負担金
計	4,069,469	83,250	4,152,719			

第16款 県支出金

第 16 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 農林水産業費県補助金	54,830	1,750	56,580	3 林業振興費補助金	1,750	ナヲ枯れ被害対策事業補助金
8 災害復旧費県補助金	7,877	6,630	14,507	1 農林業用施設災害復旧事業費補助金	6,630	農林業施設災害復旧事業費補助金 農地災害復旧事業費補助金
						947 5,683
計	1,819,234		8,380		1,827,614	

第 16 款 県支出金

第 16 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業費県委託金	12,696	200	12,896	2 林業振興費委託金	200	ナラ枯れ被害対策事業委託金
計					47,401	

第16款 県支出金

第 17 款 財産収入

第 2 項 財産売扱収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 不動産売扱収入	406,342	276,651	682,993	1 土地及び建物 売扱収入	276,651	土地建物売扱収入（一般財源）
計	418,892		276,651		695,543	

第17款 財産収入

第 22 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
8 教育債	815,600	20,800	836,400	3 幼稚園施設整備事業債	20,800	幼稚園施設整備事業債
9 災害復旧債	42,000	9,900	51,900	1 災害復旧事業債	9,900	農林業用施設災害復旧事業債
10 退職手当債	2,200,000	483,500	2,683,500	1 退職手当債	483,500	土木施設災害復旧事業債 退職手当債
計	34,805,400		514,200		35,319,600	

第22款 市債

3. 岁出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	額内 の 訊	筋		説明
						区分	金額	
1 議会費	784,286	△56,979	727,307	一般財源	△56,979	1 報酬	△29,615	職員給与費等
						2 給料	△2,757	
						3 職員手当等	△12,548	
						4 共済費	△12,059	
計	784,286	△56,979	727,307	特定財源	0			
				一般財源	△56,979			

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	8,296,748	888,742	9,185,490	特定財源 (内訳) 市債	483,500 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 483,500 19 負担金補助及 び交付金	217,482 585,177 86,006 77	職員給与費等
11 恩給及び退職年金	3,555	△1,114	2,441	一般財源	△1,114 6 恩給及び退職年金	△1,114	恩給及び退職年金
計	28,862,906	887,628	29,750,534	特定財源 一般財源	483,500 404,128		

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額内訳	節		説明
						区分	金額	
1 税務総務費	765,167	△18,844	746,323	一般財源	△18,844	給料 3 職員手当等	△13,784	職員給与費等
						4 共済費	1,486	
							△6,546	
計	1,282,804	△18,844			1,263,960	特定財源 一般財源	0 △18,844	

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額内訳	区分		金額	説明
						節	分		
1 戸籍住民基本 台帳費	666,223	△9,725	656,498	一般財源	△9,725	2 給料		△9,645	職員給与費等
						3 職員手当等		3,286	
						4 共済費		△3,366	
計	666,223	△9,725	656,498	特定財源 一般財源	0 △9,725				
第2款 総務費									

第2款 総務費

第5項 選舉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内 の訳	節		説明
					区分	金額	
1 選舉管理委員会費	59,872	△654	59,218	一般財源	△654	2 給料	△434 職員給与費等
					3 職員手当等	112	
					4 共済費	△332	
計	59,872	△654	59,218	特定財源 一般財源	0	△654	

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査総務費	20,074	△922	19,152	一般財源	△922 2 給料 3 職員手当等	18 △890	職員給与費等
					4 共済費	△50	
計	33,794	△922			32,872 一般財源	0 △922	

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	82,973	△950	82,023	一般財源	△950	2 給料	△415 職員給与費等
					3 職員手当等	16	
					4 共済費	△551	
計	82,973	△950	82,023	特定財源	0	△950	

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財正源の額内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,476,391	△30,974	1,445,417	一般財源 △30,974	2 給料	△15,412	職員給与費等 △31,859
					3 職員手当等	△7,764	社会福祉事務経費 885
					4 共済費	△8,683	
					23 償還金利子及び割引料	885	
3 障害者福祉費	7,008,502	334,000	7,342,502	特定財源 249,750 (内訳) 国庫支出金 166,500 県支出金 83,250 一般財源 84,250	13 委託料	1,000	心身障害者福祉事務経費 1,000
					20 扶助費	333,000	介護給付費等支給経費 250,000
							訓練等給付費支給経費 83,000
8 環境改善施設整備事業費	30,400	△800	29,600	一般財源 △800 一般財源 △800	2 給料	△709	職員給与費等 △72
					3 職員手当等		
					4 共済費	△19	
9 人権文化センター費	137,099	18,089	155,188	一般財源 18,089 一般財源 18,089	2 給料	9,934	職員給与費等 5,365
					3 職員手当等		
					4 共済費	2,790	
15 国民健康保険会計繰出金	2,147,500	△4,000	2,143,500	一般財源 △4,000 一般財源 △6,800	28 繰出金	△4,000	国民健康保険特別会計繰出経費 (職員給与費等分)
16 介護保険会計繰出金	3,485,915	△6,800	3,479,115	一般財源 △6,800 一般財源 249,750		△6,800	介護保険特別会計繰出経費
計	20,045,681	309,515	20,355,196	特定財源 249,750 一般財源 59,765			

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額内 の訳	節		説明
						区分	金額	
1 児童福祉総務費	1,116,490	32,366	1,148,856	一般財源	32,366	2 給料	△970	職員給与費等
						3 職員手当等	31	児童福祉事務経費
						4 共済費	△384	
						23 償還利子及び割引料	33,689	
2 児童措置費	9,149,498	7,000	9,156,498	特定財源	3,500	13 委託料	7,000	助産施設措置経費
						(内訳) 国庫支出金		
3 保育所費	3,507,227	13,607	3,520,834	一般財源	3,500	13,607	2 給料	13,644 職員給与費等
						3 職員手当等	19	
						4 共済費	△56	
6 児童館費	209,422	△31,017	178,405	一般財源	△31,017	2 給料	△15,367	職員給与費等
						3 職員手当等	△9,857	
						4 共済費	△5,793	
計	17,604,590	21,956	17,626,546	特定財源	3,500			
第3款 民生費				一般財源	18,456			

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳		区分	金額	説明
				一般財源	特定財源			
1 生活保護総務費	810,020	5,108	815,128	一般財源	5,108	2 給料	9,029	職員給与費等
						3 職員手当等	△5,452	
						4 共済費	1,531	
計	13,290,020	5,108	13,295,128	特定財源	0	一般財源	5,108	

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額内 の訳	節		説明
						区分	金額	
1 国民年金事務取扱費	65,498	1,986	67,484	一般財源	1,986	2 給料	△117	職員給与費等
						3 職員手当等	2,244	
						4 共済費	△141	
計	65,498	1,986	67,484	特定財源	0	一般財源	1,986	
第3款 民生費								

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額内訳	節		説明
						区分	金額	
3 環境衛生費	18,806	△140	18,666	一般財源	△140	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△9 △84 △47	職員給与費等
4 墓地火葬場費	69,909	1,671	71,580	一般財源	1,671	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 11 需用費	△1,368 △606 △355 4,000	墓地火葬場管理経費 △2,329 4,000
5 診療所費	447,857	5,777	453,634	一般財源	5,777	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	2,402 2,685 690	職員給与費等
6 保健衛生施設整備事業費	41,700	△1,000	40,700	一般財源	△1,000	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△210 △604 △186	職員給与費等
7 病院費	406,271	△146	406,125	一般財源	△146	19 負担金補助及び交付金	△146	病院事業会計繰出経費
計	1,826,785	6,162	1,832,947	特定財源 一般財源	0 6,162			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額の 内訳	節		説明
						区分	金額	
1 保健所総務費	912,963	19,192	932,155	一般財源	19,192	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	14,284 3,194 1,714	職員給与費等
3 母子保健費	476,791	68,000	544,791	特定財源	29,000	20 扶助費	68,000	乳幼児及び妊娠婦健康診査経費 未熟児・低体重児支援経費 身体障害児及び結核児童支援経費 小児慢性特定疾患治療研究経費 不妊治療費助成経費
				(内訳) 国庫支出金	29,000			10,000 8,000 3,200 21,800 25,000
				一般財源	39,000			
計	1,745,071	87,192	1,832,263	特定財源 一般財源	29,000 58,192			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の訳	区分		金額	説明
					区	分		
1 清掃総務費	1,423,738	△37,107	1,386,631	一般財源 △37,107	2 給料		△27,728	職員給与費等
					3 職員手当等		2,865	
2 垢芥処理費	1,944,216	67,926	2,012,142	一般財源 67,926	4 共済費		△12,244	
					2 給料		△8,894	職員給与費等
					3 職員手当等		82,103	
7 清掃施設整備 事業費	215,623	△1,300	214,323	一般財源 △1,300	4 共済費		△5,283	
					2 給料		△293	職員給与費等
					3 職員手当等		△840	
					4 共済費		△167	
計	5,608,225	29,519	5,637,744	特定財源 0 一般財源 29,519				

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第4項 上水道費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	額内 の 訳	節		説明
						区分	金額	
2 簡易水道事業会計繰出金	366,742	800	367,542	一般財源	800	28 繰出金	800	簡易水道事業特別会計繰出経費
計	1,501,309	800	1,502,109	特定財源 一般財源	0	800		

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額内 の訳	節		説明
						区分	金額	
1 労働諸費	127,532	△607	126,925	一般財源	△607	2 給料	102	職員給与費等
						3 職員手当等	△668	
						4 共済費	△41	
計	127,532	△607	126,925	特定財源	0	一般財源	△607	

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財正源の額	内訳	節		説明
						区分	金額	
1 農業委員会費	95,487	△6,582	88,905	一般財源	△6,582	2 給料	△3,387	職員給与費等
2 農業総務費	70,698	1,588	72,286	一般財源	1,588	3 職員手当等	△1,913	
4 土地基盤整備事業費	166,323	1,900	168,223	一般財源	1,900	2 給料	△1,282	
5 林業振興費	35,012	3,700	38,712	特定財源	1,950	3 職員手当等	4,685	職員給与費等
					(内訳)	4 共済費	△959	
					県支出金		1,245	
					一般財源	1,950	381	
					一般財源	1,750	274	
							3,700	元気な森林づくり経費
計	498,564	606	499,170	特定財源	1,950			
				一般財源	△1,344			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の訳	筋		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	64,617	△9,569	55,048	一般財源 △9,569	給料 職員手当等 共済費	△4,260 △3,538 △1,771	職員給与費等
計	1,724,507	△9,569	1,714,938	特定財源 一般財源	0 △9,569		

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額内 の訳	筋		説明
						区分	金額	
1 観光総務費	202,390	△15,608	186,782	一般財源	△15,608	2 給料	△463	職員給与費等
						3 職員手当等	△9,345	
						4 共済費	△5,800	
計	1,036,009	△15,608	1,020,401	特定財源	0	一般財源	△15,608	

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内 の訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	109,888	2,291	112,179	一般財源	2,291	給料 職員手当等	439 1,865
					4 共済費	△13	
計	174,696	2,291	176,987	特定財源 一般財源	0 2,291		

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	額内訳	筋		説明
						区分	金額	
1 道路橋梁総務費	698,603	△24,940	673,663	一般財源	△24,940	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△11,737 △8,203 △5,000	職員給与費等
2 道路橋梁維持費	631,000	△300	630,700	一般財源	△300	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△93 △179 △28	職員給与費等
3 道路橋梁新設改良費	1,641,500	1,000	1,642,500	一般財源	1,000	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,617 △2,042 1,425	職員給与費等
計	2,971,103	△24,240	2,946,863	特定財源 一般財源	0 △24,240			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	額の訳	筋		説明
						区分	金額	
1 河川総務費	45,048	△9,404	35,644	一般財源	△9,404	2 給料	△4,922	職員給与費等
						3 職員手当等	△2,671	
2 河川堤防維持費	100,000	20,000	120,000	一般財源	20,000	15 工事請負費	△1,811	
3 河川堤防改修費	298,900	△300	298,600	一般財源	△300	2 給料	△156	職員給与費等
						3 職員手当等	△25	
						4 共済費	△119	
計	443,948	10,296	454,244	特定財源 一般財源	0 10,296			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財正源の額	内訳	節		説明
						区分	金額	
1 都市計画総務費	366,109	△33,283	332,826	一般財源	△33,283	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△18,146 △8,167 △6,970	職員給与費等
4 街路事業費	3,049,700	△3,600	3,046,100	一般財源	△3,600	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△521 △2,878 △201	職員給与費等
10 公園事業費	180,400	△3,700	176,700	一般財源	△3,700	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△1,746 △1,139 △815	職員給与費等
12 下水道事業会計繰出金	3,288,540	△16,759	3,271,781	一般財源	△16,759	28 繰出金	△16,759	下水道事業費特別会計繰出経費
13 土地区画整理事業会計繰出金	973,200	6,300	979,500	一般財源	6,300	28 繰出金	6,300	土地区画整理事業特別会計繰出経費
16 駐車場事業会計繰出金	227,258	1,000	228,258	一般財源	1,000	28 繰出金	1,000	駐車場事業特別会計繰出経費
計	9,108,105	△50,042	9,058,063	特定財源 一般財源	0 △50,042			

第9款 土木費

第5項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額の訳	節		説明
						区分	金額	
1 住宅管理費	279,878	△1,714	278,164	一般財源	△1,714	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△443 △914 △357	職員給与費等
2 公営住宅整備 事業費	125,450	△6,900	118,550	一般財源	△6,900	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△406 △5,983 △511	職員給与費等
計	411,946	△8,614	403,332	特定財源 一般財源	0 △8,614			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額内 の訳	節		説明
						区分	金額	
1 常備消防費	3,600,345	24,537	3,624,882	一般財源	24,537	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	6,987 21,106 $\Delta 3,556$	職員給与費等
5 消防施設費	478,300	600	478,900	一般財源	600	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	139 475 $\Delta 14$	職員給与費等
計	4,236,806	25,137	4,261,943	特定財源 一般財源	0 25,137			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	額内 の貢	筋		説明
						区分	金額	
1 教育委員会費	1,372,233	45,242	1,417,475	一般財源	45,242	1 報酬	△1,800	職員給与費等
						2 給料	34,017	
						3 職員手当等	3,929	
						4 共済費	9,096	
計	2,656,227	45,242	2,701,469	特定財源	0	一般財源	45,242	

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額の内訳	節		説明
						区分	金額	
1 小学校管理費	665,178	9,397	674,575	一般財源	9,397	2 給料	511	職員給与費等
						3 職員手当等	8,482	
4 小学校施設整備事業費	373,401	△1,700	371,701	一般財源	△1,700	2 給料	72	職員給与費等
						3 職員手当等	△1,993	
						4 共済費	221	
計	1,361,316	7,697	1,369,013	特定財源 一般財源	0 7,697			

第 11 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の訳	額内	区分	金額	説明	
								節	金額
1 中学校管理費	334,810	1,100	335,910	一般財源	1,100	2 給料		△643	職員給与費等
4 中学校施設整備事業費	516,019	△1,100	514,919	一般財源	△1,100	2 給料		1,837	
						3 職員手当等		△94	
						4 共済費			
								△967	職員給与費等
						3 職員手当等	209		
						4 共済費	△342		
計	1,067,131	—	1,067,131	特定財源	0				
				一般財源	0				

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳	筋		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	967,672	△33,426	934,246	一般財源 △33,426	2 給料 3 職員手当等	△14,691 △8,470	職員給与費等
				4 共済費		△10,265	
計	984,872	△33,426	951,446	特定財源 一般財源 △33,426	0		

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財正源	額内 の 貯	節		説明
						区分	金額	
1 幼稚園費	1,029,632	△13,786	1,015,846	一般財源	△13,786	2 給料	△2,778	職員給与費等 幼稚園運営管理経費 △16,486
						3 職員手当等	△6,948	
						4 共済費	△6,760	
						18 備品購入費	2,700	
								施設維持補修経費 1,500
2 幼稚園施設管理費	122,406	1,500	123,906	一般財源	1,500	11 需用費		
3 幼稚園施設整備事業費	157,359	21,600	178,959	特定財源	20,800	12 役務費	190	幼稚園施設整備事業 青和幼稚園園舎建設事業 2,600
						13 委託料	21,410	
						(内訳) 市債	20,800	
						一般財源	800	
								19,000
計	1,309,397	9,314	1,318,711	特定財源	20,800			
				一般財源	△11,486			

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源	正額内 の訳	筋		説明
						区分	金額	
1 学校給食費	824,275	7,200	831,475	一般財源	7,200	2 給料	4,125	職員給与費等
						3 職員手当等	1,584	
						4 共済費	1,491	
計	1,081,874	7,200	1,089,074	特定財源	0			
				一般財源	7,200			

第11款 教育費

第12款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財正源の額内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農林業用施設 災害復旧事業 費	16,000	13,200	29,200	特定財源 (内訳) 県支出金 市債 分担金及び負担金 一般財源	13,057 6,630 3,900 2,527 143	11 需用費 15 工事請負費	377 12,823 農地災害復旧事業 農業用施設災害復旧事業 1,500
計	16,000	13,200	29,200	特定財源 一般財源	13,057 143		

第12款 災害復旧費

第12款 災害復旧費

第2項 土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の訳	区分		金額	説明
					区	分		
1 土木施設災害復旧事業費	39,000	18,000	57,000	特定財源 (内訳) 国庫支出金 市債	18,000	15 工事請負費	18,000	道路災害復旧補助事業 河川災害復旧補助事業 9,000
計	39,000	18,000	57,000	特定財源 一般財源	18,000	0		
第12款 災害復旧費								

4. 給与費明細書

1. 特別職

区分		職員数 (人)	給与費						合計		備考 (期末手当の年間支給率)
分	類		報酬	給料	期手当	地手當	通勤	その他手當	計	共済費	
補正後	長等	3	32,832	10,744	3,648	228		47,452	7,208	54,660	(2.95)
	議員	38	266,469		94,985			361,454	152,341	513,795	(2.95)
	その他特別職	52	38,820	6,858	2,369	762	170	48,979	1,918	50,897	(2.95)
	計	93	305,289	39,690	108,098	4,410	398	457,885	161,467	619,352	
	長等	3		32,832	10,744	3,648	228	47,452	7,338	54,790	(2.95)
	議員	38	296,084		105,539			401,623	162,847	564,470	(2.95)
補正前	その他特別職	53	40,620	6,858	2,648	762	78	50,966	2,062	53,028	(2.95)
	計	94	336,704	39,690	118,931	4,410	306	500,041	172,247	672,288	
	長等								△ 130	△ 130	
	議員		△ 29,615		△ 10,554			△ 40,169	△ 10,506	△ 50,675	
	その他特別職	△ 1	△ 1,800		△ 279			△ 1,987	△ 144	△ 2,131	
	計	△ 1	△ 31,415		△ 10,833			△ 42,156	△ 10,780	△ 52,936	

2. 一般職
(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費		共済費 計	合計	備考
		給料	職員手当			
補正後	2,683 [245]	10,980,985	11,758,280	22,739,265	3,711,141	26,450,406
補正前	2,694 [251]	10,830,547	11,119,769	21,950,316	3,697,690	25,648,006
比較	△ 11 [△6]	150,438	638,511	788,949	13,451	802,400

()内は再任用短時間勤務職員の外数

職員手当の内訳	区分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	
								補正後	補正前
	補正後	315,374	4,973	316,084	1,143,795	1,024,087	237,367	2,842,614	
	補正前	321,618	4,188	319,085	1,122,851	1,050,898	204,514	2,762,437	
	比較	△ 6,244	785	△ 3,001	20,944	△ 26,811	32,853	80,177	

職員手当の内訳	区分	勤勉手当	教員特別手当	宿日直手当	管理職手当	住居手当	单身赴任手当	管理職員特別勤務手当		退職手当
								補正後	補正前	
	補正後	1,450,564	10,124	30	340,581	154,060	2,254	6,373	3,910,000	
	補正前	1,417,614	10,297	30	317,792	149,093	2,256	7,096	3,430,000	
	比較	32,950	△ 173		22,789	4,967	△ 2	△ 723	480,000	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給 料	150,438	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	150,438	
職員手当	638,511	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	638,511	特殊勤務手当 退職手当 その他 125,658

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		分	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職(二)	教育職(三)
平成24年10月1日在 現	平均給料月額	(円)	323,959	326,724	302,417	384,335	357,806
	平均給与月額	(円)	429,055	473,942	429,060	452,628	402,275
平成24年1月1日在 現	平均年齢	(歳)	43.4	47.2	40.7	45.2	43.0
	平均給料月額	(円)	332,265	315,904	309,310	384,162	356,932
国 の 制 度	平均給与月額	(円)	437,510	521,578	468,072	434,234	397,290
	平均年齢	(歳)	45.3	47.5	41.5	46.2	43.5
イ 初任給							
区分		学歴	一般行政職(円)	技能労務職(円)	消防職(円)	教育職(二)(円)	教育職(三)(円)
平成24年1月1日	高校卒		144,500		155,700		
	短大卒		155,700				177,200
国 の 制 度	大学卒		178,800			199,700	199,700
	高校卒		140,100				
	短大卒		149,800				
	大学卒		172,200				

✓ 様別職員数 []は再任用短時間労務職員の職員数及び構成比

(単位 人・%)

区分	一般行政職			技能労務職			消防職			教育職(二)			教育職(三)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成24年 10月1日 現在	1	190	11.5	1	28	6.6	1	92	23.1	1	7	7.0	1	[9]	[100]
	2	198	12.0	2	44	10.4	2	30	7.5	2	90	90.0	2	85	80.2
	3	81 [135]	4.9 [100]	3	97 [81]	22.9 [100]	3	30 [20]	7.5 [100]	3	2	2.0	3	21	19.8
	4	370	22.4	4	139	32.8	4	44	11.0	4	1	1.0	4		
	5	446	27.0	5	107	25.2	5	141	35.3	5		5			
	6	183	11.1	6	5	1.2	6	37	9.3	6		6			
	7	49	3.0	7	4	0.9	7	12	3.0	7		7			
	8	115	7.0	8			8	12	3.0	8		8			
	9	18	1.1	9			9	1	0.3	9		9			
	10			10			10			10		10			
計		1,650 [135]	100 [100]	計	424 [81]	100 [100]	計	399 [20]	100 [100]	計	100	100	計	106 [9]	100 [100]

区分	一般行政職			技能労務職			消防職			教育職(二)			教育職(三)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成24年 11月1日 現在	1	179	10.8	1	31	6.9	1	96	24.1	1	7	6.8	1	[7]	[100]
	2	183	11.0	2	50	11.2	2	12	3.0	2	92	90.2	2	82	79.6
	3	73 [125]	4.4 [100]	3	118 [87]	26.4 [100]	3	32 [15]	8.0 [100]	3	2	2.0	3	21	20.4
	4	394	23.7	4	146	32.7	4	70	17.6	4	1	1.0	4		
	5	476	28.7	5	92	20.6	5	126	31.6	5		5			
	6	182	11.0	6	5	1.1	6	37	9.3	6		6			
	7	58	3.5	7	5	1.1	7	11	2.8	7		7			
	8	98	5.9	8			8	13	3.3	8		8			
	9	17	1.0	9			9	1	0.3	9		9			
	10			10			10			10		10			
計		1,660 [125]	100 [100]	計	447 [87]	100 [100]	計	398 [15]	100 [100]	計	102	100	計	103 [7]	100 [100]

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級	部長級

工 号級別職員数(特定任期付職員) (単位 人・%)

区分	一般 行 政 職		
	号級	職員数	構成比
平成24年 10月1日	1		
	2		
	3		
	4	1	100
	5		
	6		
計		1	100

区分	一般 行 政 職		
	号級	職員数	構成比
平成24年 11月1日	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
計			

(号級別の標準的な職務内容)

区分	1号級	2号級	3号級	4号級	5号級	6号級
一般行政職	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

才 昇給

昇給 号 正 後	職 員 数 (A)	(人)	合 計		代 表 的 な 職 種			教育職(三) 106
			一般行政職	技能労務職	消防職	教育職(二) 100		
昇給 数 別 内 訳	職 員 数 (B)	(人)	2,679	1,650	424	399	93	106
	1号給	(人)	2,672	1,650	424	399	93	106
	2号給	(人)	494	340	70	49	5	30
	3号給	(人)	131	105		26		
	4号給	(人)	2,047	1,205	354	324	88	76
比 率	(B) / (A)	(%)	99.7	100	100	100	93.0	100
	職 員 数 (A)	(人)	2,693	1,678	425	385	100	105
	昇給 数 別 内 訳	(B)	2,677	1,678	425	385	91	98
	1号給	(人)	1	1				
	2号給	(人)	540	376	79	57	5	23
昇給 数 別 内 訳	3号給	(人)	119	99		20		
	4号給	(人)	1,856	1,202	346	308		
	5号給	(人)	161				86	75
	比率 (B) / (A)	(%)	99.4	100	100	100	91.0	93.3

カ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 別 支 給 率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 職級等による加算措置 (月分)	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)	支給率計 (月分)			
補 正 後	1.90	[0.975]	2.05 [1.125]	3.95 [2.10]	有	国と同じ
補 正 前	1.90	[0.975]	2.05 [1.125]	3.95 [2.10]	有	国と同じ
国 の 制 度	1.90	[0.975]	2.05 [1.125]	3.95 [2.10]	有	

〔 〕は再任用短時間勤務職員の支給率

キ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	国と同じ
国の割度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	

ク 地域手当

支給対象地域	4級地
支給率(%)	10 5 3
支給対象職員数(人)	2,475 190 16
国の指定基準に に基づく支給率(%)	10

ケ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種		消防職
		一般行政職	技能労務職	
給料総額に対する比率 (%)	2.16	0.20	13.20	1.99
支給対象職員の比率 (平成24年10月1日現在) (%)	36.15	17.60	66.27	100
代表的な特殊勤務手当の名称	ケースワーク訪問調査手当 防疫等業務手当 廃棄物等処理作業手当		消防活動手当	

コ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	
扶養手当	同じ		
住居手当	同じ		
		交通機関利用者	
通勤手当	異なる	自動車利用者 2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,100円)、10km以上15km未満10,500円(国は6,500円)、15km以上20km未満12,500円(国は8,900円)、20km以上25km未満15,000円(国は11,300円)、25km以上30km未満17,500円(国は13,700円)、30km以上35km未満20,000円(国は16,100円)、35km以上40km未満22,500円(国は18,500円)、40km以上45km未満25,000円(国は20,900円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満21,800円、50km以上55km未満22,700円、55km以上60km未満23,600円、60km以上24,500円)	

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたりるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以後の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事項	限度額	前年度末(見込)の額	当該年度以降の額	左の財源内訳			
				特定期間	定額	財源	その他の一般財源
期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他の一般財源	6,000
田原小学校スクールバス運行業務委託	6,000	平成24年度から平成25年度まで	6,000				
中学校給食調理託	44,000	平成24年度から平成25年度まで	44,000				12,540
指定管理者による奈良市月ヶ瀬福祉センターの管理に要する経費	協定に基づき決定期間ににおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ				31,460
指定管理者による奈良市都郁センターの管理に要する経費	協定に基づき決定期間ににおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ				全額

指定管理者による奈良市東福祉センターにおける経費の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による奈良市東里老人憩の家費用の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による奈良市鳥見老人憩の家費用の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による奈良市鶴舞老人憩の家費用の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による奈良市登美ヶ丘老人憩の家費用の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による奈良市横井老人憩の家費用の管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額

事 項	限 度 額	前年 度 支 出 (見込) 金 額	当該 年 度 予 定 支 出 金 額	左 の 財 源 内 訳		
				特 定 期 間	国 県 支 出 金 額	地 方 債 そ の 他
指定管理者杏中老人憩いの家費の管理に要する額	協定に基づき決定したにおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者杏南老人憩いの家費の管理に要する額	協定に基づき決定したにおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者ハ条老人憩いの家費の管理に要する額	協定に基づき決定したにおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者東之阪老人憩いの家費の管理に要する額	協定に基づき決定したにおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者市田原老人憩いの家費の管理に要する額	協定に基づき決定したにおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ			全額

指定管理者奈良市狭川老人懇人による家賃に要する経理	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者奈良市古市老人懇人による家賃に要する経理	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者奈良市大柳生老人懇人による家賃に要する経理	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者奈良市柳生老人懇人による家賃に要する経理	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者奈良市梅園老人懇人による家賃に要する経理	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者奈良市西之阪老人懇人による家賃に要する経理	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額

事 項	限 度 額	前年 度 (見込) 支 出 の 額	当該 年 度 予 定 支 出 の 額	左 の 財 源 内 訳					
				特 定 期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
指定管理者による家賃 奈良市中老人憩する経理 の管 理に要する額	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額		平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者石打老人に要する 奈良市管理に要する額	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額		平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者による家賃 奈良市桃香野老人に要する経理 の管 理に要する額	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額		平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者による家賃 奈良市尾山老人に要する経理 の管 理に要する額	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額		平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者による家賃 奈良市田原老人に要する 軽作業場 の管 理に要する額	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額		平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ					全 額

指定期間にによる業場費 定管理者に要する 奈良市並松老人軽人 の管	協定に基づき決 定期間中における額 定したる額	平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ	全額
指定期間にによる 定管理者に要する 奈良市ならまちセント の管	協定に基づき決 定期間中における額 定したる額	平成25年度 から 平成26年度 まで	限度額 に同じ	全額
指定期間にによる 定管理者吉美記念館 江泰写真館費 の管	協定に基づき決 定期間中における額 定したる額	平成25年度 から 平成26年度 まで	限度額 に同じ	全額
指定期間にによる 定管理者市音声館 の管	協定に基づき決 定期間中における額 定したる額	平成25年度 から 平成26年度 まで	限度額 に同じ	全額
指定期間にによる 定管理者に要する ら100年会館 の管	協定に基づき決 定期間中における額 定したる額	平成25年度 から 平成26年度 まで	限度額 に同じ	全額
指定期間にによる 定管理者に要する なら100年会館 の管	協定に基づき決 定期間中における額 定したる額	平成25年度 から 平成26年度 まで	限度額 に同じ	全額

事 項	限 度 額	前年 度 支 出 (見 込)	当該 年 度 予 定 支 出 額	左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額	国 県 支 出 金	特 定 財 源
				地 方 債	財 債	そ の 他	一 般 財 源
指定管理者による奈良市 杉岡管 理の 書道美術館に要する 経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管 理に要する額		平成25年度 から 平成26年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による奈良市 西部管 理の 市会館に要する 経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管 理に要する額		平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による奈良市 北部管 理の 市会館に要する 経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管 理に要する額		平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による奈良市 都交流セントラル の管 理に要する 経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管 理に要する額		平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による奈良市 管理に要する 経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管 理に要する額		平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ			全 額

指定管理者による生涯学習センターの運営にかかる経費 3施設の管理の管轄部に要する額	協定に基づき決定期間ににおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による駅施設費 JR奈良第1駐車場に要する額の管轄部に要する額	協定に基づき決定期間ににおける管理に要する額	平成25年度から平成26年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による奈良車庫に要する車両駐車料金の管轄部に要する額	協定に基づき決定期間ににおける管理に要する額	平成25年度から平成26年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による車両施設費 自転車4台に要する額の管轄部に要する額	協定に基づき決定期間ににおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による敷地施設費 老舗の管理に要する額の管轄部に要する額	協定に基づき決定期間ににおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による奈良市場観光駐車場に要する経費 転轍門前管理の管轄部に要する額	協定に基づき決定期間ににおける管理に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額

事 項	限 度 額	前年 度 支 出 (見込) の額			当該 年 度 以 降 の 予 定 支 出 額			左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	財 源	そ の 他	一 般 財 源
指定管理者による奈良市 針テラス情報館ほか2施設費 の管 理	協定に基づき決 定した指定期間 中における管 理に要する額			平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者による奈良市 月ヶ瀬梅の資料館費 の管 理	協定に基づき決 定した指定期間 中における管 理に要する額			平成25年度 から 平成26年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者による奈良市 勤労者総合福祉センター の管 理	協定に基づき決 定した指定期間 中における管 理に要する額			平成25年度 から 平成26年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者による奈良市 工 業 の管 理	協定に基づき決 定した指定期間 中における管 理に要する額			平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者による奈良市 生涯学習施設費 の管 理	協定に基づき決 定した指定期間 中における管 理に要する額			平成25年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ					全 額

指定管理者による奈良市黒髪山キャンプファーレの管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における額に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額
指定管理者による上深川歴史民俗の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における額に要する額	平成25年度から平成29年度まで	限度額に同じ	全額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	補 正 前			補 正 後		
	当該年度中増減見込み 当該債見起	当該年度中額 当該債見	当該年見度込 当現	当該年度中増減見込み 当起	当該債見度込 當現	当該年見度込 當在
1. 普通債	7,025,300	119,823,937		7,046,100		119,844,737
(2) 教育債	1,519,200	34,375,600		1,540,000		34,396,400
2. 災害復旧債	42,000	121,820		51,900		131,720
(1) 土木	37,000	107,520		43,000		113,520
(2) その他	5,000	14,300		8,900		18,200
3. その他	27,738,100	92,193,448		28,221,600		92,676,948
(2) 退職手当	2,200,000	15,336,431		2,683,500		15,819,931
合計	34,805,400	212,139,205		35,319,600		212,653,405